

鴨川景観対策懇話会設置要綱

(目的)

第1条 景観対策をはじめとした鴨川の良好な景観について、学識者や事業者等に対し具体策を聴くため、「鴨川景観対策懇話会」(以下「懇話会」という。)を置く。

(委員の役割)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) エアコン室外機に関する景観対策
- (2) (1)以外の具体的な景観対策で特に意見を聴く必要があると認めたもの

(委員の構成)

第3条 懇話会は、外部の景観・建築等に関する有識者や事業者等(過去に府の常勤職員であった者を除く。)の委員10名以内で構成する。

(委員の任期)

第4条 懇話会の委員の任期は1年とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じ、懇話会の運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任することができるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(懇話会)

第5条 懇話会は、建設交通部長が議題を設定の上、招集する。

- 2 懇話会の進行は、建設交通部河川課職員が行う。
- 3 懇話会は公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 4 委員のうち懇話会への出席が困難な行政庁の委員については、代理の者が出席することができる。

(委員の責務)

第6条 懇話会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月22日から施行する。